

桜川市立猿田小学校 いじめ防止基本方針

桜川市立猿田小学校

令和2年5月1日

1 目的

この基本方針は、いじめが児童の尊厳を害するとともに、あらゆる児童等の良好な教育環境を損ない、適切な教育を受けて健全に成育する権利を害するものであることに鑑み、その基本的事項を定め、いじめ対策を総合的に推進し、児童生徒の権利・利益の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的とする。

2 定義【いじめ防止対策推進法第2条より抜粋】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 基本姿勢

「いじめは人間として絶対に許されない」

- ・教職員は、いじめを受けた児童等を徹底して守り通す責務を有するものとして、いやしくもいじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置し、またはいじめを助長してはならない。
- ・保護者は、いじめ又はいじめが疑われる事実を知りながらこれを放置してはならない。
- ・教職員・保護者以外、何人も、いじめが疑われる事実を知りながらこれを放置することがないように努めなければならない。

4 基本理念【いじめ防止対策推進法第3条より抜粋】

- ・いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対していじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ・いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

5 未然防止のための取組

- (1) 児童同士の関わりを大切にし、互いに支え合い、学び合い、共に成長していく学級、学校づくりを進める。
- (2) 児童の努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- (3) 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- (4) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- (5) 異学年集団活動、縦割り班遊び等を多くし、児童同士のつながりを深める機会を増やす。
- (6) 心と体の成長を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。
- (7) 学校いじめ防止プログラムを策定し、いじめが起きにくい環境づくりを行う。
- (8) ホームページにいじめ防止等の基本方針を掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにする。

6 早期発見のための取組

- (1) 日常的な取組
 - ① 日常的な児童との対話や観察，連絡帳等による変化やサインに気付くための指導をする。
 - ② いじめ等問題行動の発生しにくい，信頼で結ばれた人間関係のある学級経営に努める。
 - ③ 管理職や教職員が休み時間等，校内外を巡回して安全対策を行う。
- (2) いじめアンケートを毎月実施し，一人一人の状況及び学級の状況を把握する。
- (3) いじめアンケートの結果を基に，教職員が児童や保護者に対して面談による教育相談を実施し，児童や保護者の不安や心配事等の心の状況を把握する。
- (4) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策を行う。
 - ① 出前講座等を利用して，ネットモラル教育を行っていく。
 - ② 教職員向けのネットモラル研修会等を実施，対応に備える。

7 いじめ防止不登校対策委員会の設置

学校に，いじめ防止不登校対策委員会を置く。

- (1) いじめ防止不登校対策委員会は，校長，教頭，教務主任，いじめ対策主任(生徒指導主事)，養護教諭(保健主事)，特別支援コーディネーター，その他校長が必要と認める者で組織する。
- (2) 本委員会は，学期1回定期的に開催するほか，必要に応じて適宜開催する。

8 関係諸機関との連携

- (1) 保護者，地域との連携
保護者，学校評議員，家庭教育相談員，民生委員，保護司
- (2) 岩瀬東中学校区小，中学校との連携
羽黒小学校，南飯田小学校，岩瀬東中学校
- (3) 外部機関との連携
市教育委員会，市児童福祉課，市家庭教育相談室，教育支援センター「さくらの広場」
桜川警察署生活安全課 羽黒派出所

9 いじめ事案への対応

- (1) いじめを発見，通報を受けた場合は，一部で抱え込まず，速やかに管理職及び「いじめ防止不登校対策委員会」に報告する。
- (2) 被害児童を全面的に支え，守る姿勢で対応する。(心のケア)
- (3) 被害児童からの聴き取り及び保護者への報告を行う。
- (4) 加害児童からの聴き取り及び保護者に対する報告を行い，相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図る。(情報共有と支援)
- (5) 周囲の児童からの聴き取りとともに，観衆的・傍観的立場に立つことが，いじめの助長につながることにについて，学級，学校全体に指導する。
- (6) 教育委員会に第一報を入れるとともに，対応策について継続的に指導・助言を受ける。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については，早期に警察に相談し，連携して対応する。
- (8) 再発防止のための見守り体制の充実を図る。
- (9) 校内研修の充実を図り，事案対処に関する教職員の資質・能力の向上を図る。

10 重大事態への対処

(重大事態)

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺の企画，身体への重大な障害，金品等の重大な被害，精神性疾患の発症等）
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が，相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とする。ただし，日数だけではなく，児童の状況等，個々のケースを十分把握する）

(1) 重大事態の調査と報告

① いじめを背景とした重大事態については、「いじめの重大事態マニュアル」(茨城県教育委員会平成31年1月)に即して対応する。また、以下のことを詳細、かつ速やかに調査し、「いじめ重大事態報告書」にて教育委員会に報告する。

- ・いじめが行われた期間
- ・加害者と被害者の氏名
- ・いじめの実態
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・児童の人間関係
- ・学校や教職員の対応等

② 報告後、教育委員会から指導を受け、適切に対処する。

(2) 学校主体の調査について

① 事実関係を明確にするための調査(質問票の利用や聴き取り)を実施する。

② いじめ防止不登校対策委員会を開催する。

③ いじめを受けた児童及び保護者に調査結果の情報提供を行う。

④ 被害児童への心のケアと加害児童への再発防止指導を行う。

⑤ いじめ防止不登校対策委員会を中心に、見守り体制を構築する。

11 雑 則

(1) いじめ対策啓発週間は、7月20日から同月26日まで及び11月20日から同月26日までの年間2回とする。

いじめ対策啓発週間の取組として次のことを実施する。

① あいさつ運動の実施

② いじめ防止スローガンの作成と発表

③ 「君の笑顔がみ隊」(いじめ防止集会)の実施

④ その他、いじめ防止に関すること

(2) 学校評価における留意事項

いじめに対する措置を適切に行うために、学校評価の項目にいじめ対応に関するものを加え適正に取組を評価するとともに、基本方針の内容等について必要に応じて見直しを図る。

平成26年	4月	策定
平成30年	5月	改訂
令和2年	5月	改定